

平成23年度事業計画(案)

社団法人 長野県建設業協会

我が国の経済は、世界的な景気後退の影響をうけて、内需、外需、ともに厳しい状況が続き、更に急激な円高・株安により、危機的な状況が続いている。

県下の建設業界は、公共投資関係費の長年にわたる削減と、低価格受注等により企業は極めて厳しい経営状況にあり、また、政権交代に伴う急激な政策の変更と経済の低迷などにより更に厳しい状況におかれている。

公共投資関係費については、平成23年度国の公共事業関係予算は5.1%の減額で、前年度の18.3%に続く更なる削減に大変に憂慮しているところである。

また、県では、平成22年度にこれまでの緊急経済対策に引き続き、補正予算による切れ目のない公共事業等の経済対策を実施してきた。平成23年度予算の公共事業費は、国の公共事業費の削減で補助公共事業費が2.9%の減額となるなか、県単独費4.8%の増額でほぼ前年並みの事業量の確保となっている。

この様な状況の中で平成23年3月に東日本大震災が発生し、わが国の社会、経済に深刻な影響をもたらした。また県内では県北部地震により栄村に甚大な被害が発生した。

本協会は、我が国が東日本の震災復興に巨額の費用を要し大変に厳しい状況ではあるが、災害等に対する地域の安全・安心のためにこれ以上の公共事業関係費の削減は限界であり、早急且つ計画的な社会資本整備の実施について国、県に対して要望していく。

これまで、公共工事入札制度の下で低価格受注が続き、全国並みの従業員給与も払えず企業利益を出すことは困難となっており、この入札制度の下で会員企業は日に日に疲弊し、災害時の応急対策や除雪事業の受託なども実施困難となっている。したがって改善はされてはきたものの、入札制度の改善は本協会の重要課題であり、引き続き取り組んでいくこととする。

また、本協会の行動指針の主旨に則り、法令遵守の徹底と企業の社会的責任への取り組みを一層強め、県民・社会からより信頼される建設業界となるよう努めていく。

更に、新公益法人制度の施行により、平成25年11月末までの対応期限のなかで、本協会は一般社団法人化を目指し、申請に向けて準備を進めていく。

本協会は、大変厳しい状況ではあるが、地域社会の維持に不可欠な建設企業の再生に向けて、平成23年度は、次の事業に重点をおいて積極的に取り組むこととする。

1. 入札・契約制度に対する提言

- (1) 「地域を支える建設業」検討会議において、失格基準価格の改善、総合評価落札方式等の入札・契約制度について検討し提言する。
- (2) 「施工体制確認型契約方式」による小規模維持補修工事の民間委託の推進を図るとともに、課題等について検証を行い提言する。
- (3) 東日本大震災の復興に伴い工事の発注の遅れ、資材不足や価格高騰等影響が懸念されるが、国、県等に適切な対応について提言する。

2. 安全・安心確保のための社会資本整備の推進

- (1) 安全・安心確保のための社会資本整備の推進を図るため公共事業予算の確保について国、県等に要望する。
- (2) 公共事業、社会資本整備の必要性と建設産業への県民の理解について広報を実施する。

3. 災害および除雪等に対する支援体制の整備

- (1) より実効性のある災害対応が図れるように国、県との災害協定に基づき体制を整備する。
- (2) 「地域を支える建設業」検討会議において、災害支援体制、除雪体制等を検討し提言する。
- (3) 災害時の事業継続計画（BCP）の策定の推進、及び災害情報伝達訓練を実施する。

4. 建設業の金融問題への対応

- (1) 建設業の金融環境について調査し、金融問題に対応する。
- (2) 市町村の前払金制度について改善を要望する。

5. 建設業法及び独占禁止法の法遵守の徹底

- (1) 建設業法、独占禁止法等に関するセミナー等を開催し法令遵守の徹底を図る。

6. 建設業の再生、経営革新、生産性向上への対応

- (1) 受発注者間の情報共有システムの推進、工事書類の簡素化等による生産性の向上、技術者の技術力の確保・向上を図る。
- (2) 建設業の再生、経営革新、生産性向上に向け講習会等を開催する。

7. 雇用対策及び労働災害防止対策の推進

- (1) 「地域を支える建設業」検討会議において建設系学科高校生等の就労促進に取り組むなど、建設雇用改善事業を推進する。
- (2) 建設労働者の雇用の安定等を図るため、必要な技能労働者の確保・育成定着の促進について積極的に対応する。
- (3) 建退共と連携し、建設現場で働く従業者の退職金制度の利用活用を推進する。
- (4) 建災防と連携し、安全教育の徹底と無災害運動の推進及び建設工事リスクアセスメント事業の推進を図る。

8. 新公益法人制度への対応

- (1) 新公益法人制度への対応については、一般社団法人への移行認定申請に向け定款の変更、新事業区分による経理の実施等準備を進める。